

インターンシップ等参加に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、堺・南大阪地域インターンシップ等推進協議会（以下、「協議会」という。）が実施するインターンシップ等への参加に関し必要な事項を定める。

(規約の同意)

第2条 協議会が実施するインターンシップ等へ参加する大学（以下、「参加大学」という。）および受け入れ企業・団体（以下、「受入企業」という。）は、この規約に同意したものとみなす。

(賃金等)

第3条 実習生に対する賃金、勤務手当、および交通費等は、原則として支給しない。ただし、特別な事情のある場合は、受入企業および参加大学において別途事前に協議するものとする。

(秘密保持)

第4条 実習生は、実習期間中に受入企業において知り得た守秘事項について、実習期間中のみならずその終了後も、その一切を漏らしてはならない。

2 実習生の行為により、受入企業に損害が生じた時は、受入企業が実習生に損害賠償請求等を行うにあたり、参加大学は協力するものとする。損害の発生が参加大学に起因すると認められる時は、参加大学も派遣者として実習生と共に責任を負う。

(実習生に対する処分)

第5条 実習生が守秘事項を漏らした場合など、信義に反する行為があった時は、受入企業は速かに参加大学に報告するものとする。

2 実習生に信義に反する行為があった時は、受入企業は参加大学と協議のうえ、実習を中止することができるものとする。

(災害補償)

第6条 実習生の受入企業における実習期間中の災害補償については、当該災害の原因が受入企業に起因することが明らかな場合を除いて、受入企業はその責任を負わない。

2 事故等に備えて、参加大学は実習生に財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険のほか、学生教育研究賠償責任保険に加入させるものとする。

(実習生の情報の就職活動への活用)

第7条 令和4年6月13日「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」におけるタイプ3、タイプ4のインターンシップにおいて、実習生本人が承認した場合は、実習生の情報を就職活動に活用することができる。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項については、参加大学および受入企業の双方が協議のうえ、別途定め

るものとする。

附 則

この規約は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月25日から施行する。